

令和4年度 山口県体育大会<スポーツ少年団の部> 柔道競技実施要項

(注意:新型コロナウイルス感染症対策のため種目の制限等や入場制限等を行う場合があります。その場合は、(一社)山口県柔道協会から8月5日(金)までに申込書と同時に通知します。)

- 1 期 日 令和4年9月25日(日)
午前8時20分 受付 午前9時30分 開会式
(審判監督会議 午前9時から9時25分)
- 2 会 場 下関武道館
- 3 競技種別及び参加基準
 - (1) 試合は個人戦と団体戦
 - (2) 個人戦は、男女別とし、小学生5・6年、中学生1・2・3年を対象とする。
 - ① 個人戦の参加者数は、各団体について、小学生は、各学年から男女とも4名以内、中学生は、男女とも1学年2名以内、2学年2名以内、3学年無制限とする。なお、選手は当該学年であること。
 - ② 小学生の部は、体重別に区分し、数ブロックに分けて行なう。
 - ③ 小中学生とも修業年数が1年間以上であり、当該スポーツ少年団に加入していること。
 - (3) 団体戦は、小学生の部のみとし、男子の部、女子の部の二部とする。女子は男子の部に出場できるが、その場合、女子の部には出場できない。団体戦は参加チーム数等により数ブロックに分けて行うことがある。
 - ① チームの編成は単一団とし、基本的に男子の部は、監督1名、選手5名、補員2名とする。女子の部は、監督1名、選手3名、補員1名とする。(特に選手について、男子の部は3名以上、女子の部は2名以上が必要)
 - ② 参加は登録単一団体より、男子の部は1チーム、女子の部は、2チーム以内とする。
 - ③ メンバーの構成は、5・6年生であること。ただし、団員数等でやむを得ない場合は4年生の参加を認める。いずれの場合にも、3年生以下の参加は認めない。また、学年別の人数制限はこれを定めないが、体重の重い順に大将から配列する。
 - ④ 選手に欠員が生じた場合、団体選手は補欠から充当し、体重順に再編成する。補欠登録がない場合は欠員とする。
- 4 試合方法及び判定基準等
 - (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定、国内における「少年大会特別規定」、「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」(平成29年1月31日 全柔連)並びに本大会申し合わせ事項を適用する。
 - (2) 試合時間は 小学生2分間、中学生3分間とし、トーナメント戦を原則とする。
 - (3) 勝敗の決定方法
 - ① 個人戦 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」とし、技による評価(技あり)の差がなく、かつ「指導」の差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。(延長戦GSは行わない)
 - ② 団体戦 各チーム5名の点取り対抗戦で、勝敗決定の方法は、次のとおりとする。
 - ア 各々の対戦の勝敗の決定方法
勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」とする。
技による評価(技あり)の差がなく、かつ「指導」の差が1以内の場合は「引き分け」とする。
 - イ 団体戦の勝敗の決定方法(小学生)
 - (ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
 - (イ) 勝ち数が同じときは内容(「一本」「技あり」「僅差」の勝ち数)による。
 - (ウ) 内容も同じときは代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で1組を選んで通常の2分間の試合を行う。技による評価(技あり)

の差がなく、かつ「指導」の差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決定する。(延長戦GSは行わない)

※「僅差」：技による評価(技あり)の差がなく、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。

(「指導」数によって勝敗が決する例=0対2)

(「指導」数に差が出ても判定になる例=0対1、1対2)

5 参加資格 令和4年度山口県スポーツ少年団に登録し、2022年度(公財)全日本柔道連盟に登録していること。

6 申込方法 (一社)山口県柔道協会から8月5日(金)までに各団体に電子メールで送信する申込書(エクセルファイル)に必要事項を記載し、8月19日(金)までに、下記の両方●に送信等すること。(期限後は受け付けない)

●(一社)山口県柔道協会 表題に「県体申込書」と記載し電子メールで申し込むこと。電子メールアドレス **yjk@able.ne.jp**

●市町スポーツ少年団本部 (電子メールや郵送等)

7 その他

(1) 8月20日(土)以降は、いかなる理由があっても申込みは受け付けない。

(2) 個人戦参加者の体重は正確に必ず記入のこと。

(3) 各参加団体から審判員1~2名の派遣をお願いします。

(4) 選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること

① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)

③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること

④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること

⑤ 大会中の事故等については、各団体に加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、各団体、保護者等にて別途保険に必ず加入して参加すること

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策等の制限等があった場合には、これに同意するとともに遵守すること。

⑦ 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること